

三田市告示第 136 号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び、三田市市税条例（昭和32年条例第12号）第18条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8年 6月24日

兵庫県三田市長 田村 克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

公示送達書

令和8年5月28日

兵庫県三田市長 田村 克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
調定年度	税目	期別	帳票	納税義務者
令和7年度	市県民税・森林環境税	第22期	督促状	森下 祐亮
令和8年度	軽自動車税	全期	督促状	KIM KUNG HUN
令和8年度	市県民税・森林環境税	42期	督促状	HARI AGUNG ERFA N PRADANA
令和8年度	市県民税・森林環境税	42期	督促状	DIDI JANUAR LIN ARDI
令和8年度	市県民税・森林環境税	42期	督促状	ADAM BACHTIAR
令和8年度	市県民税・森林環境税	42期	督促状	PHAN THANH HUYE N
令和8年度	市県民税・森林環境税	42期	督促状	PHAN VAN TOAN
令和8年度	軽自動車税	全期	督促状	小瀬 悦史
令和8年度	固定資産税・都市計画 税	第1期	督促状	小瀬 悦史